

## 船舶インシデント調査報告書

令和3年11月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和3年2月22日 14時10分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市 <sup>よるい</sup> 鎧 埼東北東方沖 鎧埼灯台から真方位057° 710m付近 （概位 北緯34° 25.0′ 東経136° 56.1′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、船外機が運転できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年3月19日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約2.5m） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力1.47kW、回転数毎分 5,500、1気筒、ボア55mm、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、操縦者及び友人1人が乗り、漂流中、釣り場を移動しようと船外機の始動を試みたところ、始動せずに運航不能となった。 本船は、操縦者が118番通報し、来援した巡視船に搭載したゴムボートによりえい航された。 船外機は、本インシデント後、操縦者が船外機付き燃料油タンクの空気抜きバルブ（以下「本件バルブ」という。）を確認した際に閉まっており、本件バルブを開けたところ始動することができた。
分析	本船は、漂流する前に、本件バルブが機関等の振動で閉まった状態となったことから、燃料油タンク内が負圧となって燃料油が供給されず、船外機の再始動ができなくなり、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が漂流する前に、本件バルブが機関等の振動で閉まった状態となったため、燃料油タンク内が負圧となって燃料油が供給されず、船外機の再始動ができなくなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・燃料油タンクの空気抜きバルブは、機関等の振動で閉まることが

	あるので、船外機を始動するときは、開いていることを確認すること。
--	----------------------------------